

令和2年6月甲良町議会定例会会議録

令和2年6月4日（木曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第3号 令和元年度甲良町繰越明許費繰越計算書について（一般会計予算）
- 第4 議案第34号 甲良町固定資産評価委員会条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第35号 令和2年度甲良町一般会計補正予算（第3号）
- 第6 同意第2号 甲良町農業委員会委員の任命につき、同意を求めることについて
- 第7 同意第3号 甲良町農業委員会委員の任命につき、同意を求めることについて
- 第8 同意第4号 甲良町農業委員会委員の任命につき、同意を求めることについて
- 第9 同意第5号 甲良町農業委員会委員の任命につき、同意を求めることについて
- 第10 同意第6号 甲良町農業委員会委員の任命につき、同意を求めることについて
- 第11 同意第7号 甲良町農業委員会委員の任命につき、同意を求めることについて
- 第12 同意第8号 甲良町農業委員会委員の任命につき、同意を求めることについて
- 第13 同意第9号 甲良町農業委員会委員の任命につき、同意を求めることについて
- 第14 同意第10号 甲良町農業委員会委員の任命につき、同意を求めることについて
- 第15 同意第11号 甲良町農業委員会委員の任命につき、同意を求めることについて
- 第16 同意第12号 甲良町農業委員会委員の任命につき、同意を求めることについて
- 第17 同意第13号 甲良町農業委員会委員の任命につき、同意を求めることについて
- 第18 同意第14号 甲良町農業委員会委員の任命につき、同意を求めること

- について
- 第19 同意第15号 甲良町農業委員会委員の任命につき、同意を求めること
について
- 第20 一般質問

◎会議に出席した議員（12名）

1 番	小 森 正 彦	2 番	岡 田 隆 行
3 番	山 田 充	4 番	山 田 裕 康
5 番	野 瀬 欣 廣	6 番	宮 寄 光 一
7 番	丸 山 恵 二	8 番	木 村 修
9 番	建 部 孝 夫	10 番	大 町 善 士 雄
11 番	西 澤 伸 明	12 番	阪 東 佐 智 男

◎会議に欠席した議員

な し

◎会議に出席した説明員

町 長	野 瀬 喜久男	教 育 長	松 田 嘉 一
総務課長	中 川 雅 博	教 育 次 長	福 原 猛
会計管理者	宮 川 哲 郎	学 校 教 育 課 長	藤 村 善 信
税 務 課 長	大 野 けい子	建 設 水 道 課 長	村 岸 勉
企画監理課長	北 坂 仁	人 権 課 長	丸 澤 俊 之
住 民 課 長	小 林 千 春	建 設 水 道 課 参 事	丸 山 正 平
保健福祉課長	中 村 康 之	総 務 課 主 幹	岩 瀬 龍 平
産 業 課 長	西 村 克 英		

◎議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	橋 本 浩 美	書 記	白 波 瀬 愛
---------	---------	-----	---------

(午前 9時30分 開会)

○**阪東議長** 本会議中も熱中症の関係で飲物も許可しておりますので、よろしくをお願いします。

ただいまの出席人数は12人です。

議員定足数に達しておりますので、令和2年6月甲良町定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおり、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、4番 山田裕康議員、5番 野瀬議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月12日までの9日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**阪東議長** 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月12日までの9日間と決定しました。

これより、町長の挨拶、行政報告ならびに提案説明を求めます。

町長。

○**野瀬町長** 本日、令和2年甲良町議会6月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、平素は町政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、提案説明の前に若干の行政報告をさせていただきます。

5月14日に39県の緊急事態宣言が解除された後、滋賀県では県をまたぐ移動などの自粛を要請されてきました。県内のコロナ感染者数は6月4日現在、累計100名であります。最近の推移を見ても、感染者がなく、落ち着いているところであります。6月以降は社会経済の活動レベルを引き上げるため、感染状況を継続的に確認し、自粛要請等を段階的に緩和していくこととなります。

本町におきましても、5月20日に図書館を再開し、甲良町温水プール・香良の湯を6月1日から再開いたしました。しかし、新型コロナウイルスを完全に封じ込めたわけではなく、第2波の到来に備え、引き続き必要な対策を講じていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症に伴う住民支援対策第3弾につきましては、大学生への経済支援、テレワーク実施に伴う環境整備事業のほかに、6月2日の全員協議会で第4弾として説明させていただきました、休業に協力をした道の駅せせらぎの里こうら生産者組合の組合員への支援、融資や給付制度の相談が増加をしている甲良町商工会への支援、町内土木業者、町内建設事業者への工事発注による経済支援、および今後台風シーズンに備えまして、避難所の感染拡大予防策として消毒液などの衛生用品を購入し、備蓄する事業も今回の一般会計補正予算の中に盛り込ませていただきました。また、町民の皆様の経済的負担を軽減するための取組といたしまして、町民1人当たり1万円の特別定額給付金上乗せ給付事業も予算措置をいたし、実施してまいりたいと考えております。町といたしまして、引き続き町民の皆様の生活の課題に対してできる限りの対策を取っていきたくと思っております。

それでは、本日提案をさせていただきます案件につきまして、その概要を申し上げます。

報告第3号は、令和元年度一般会計予算において翌年度に2億3,185万6,000円の明許繰越しをいたしました繰越計算書の報告であります。

議案第34号は、甲良町固定資産評価審査委員会に関する条例の一部改正で、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改められました。その法律の施行に伴う一部改正であります。

議案第35号は、令和2年度一般会計補正予算（第3号）で1億5,694万3,000円を追加いたし、補正後の予算総額を49億1,275万4,000円とするものであります。

主な補正項目といたしましては、歳入では番号制度システム整備費補助金220万8,000円、マイナポイント事業費補助金205万6,000円、地方創生臨時交付金6,373万9,000円、公立学校情報通信ネットワーク環境整備補助金866万2,000円、社会資本整備総合交付金150万円などを計上しております。

歳出におきましては、総務管理費で倉庫解体事業費1,050万円、システム整備業務委託561万円、特別定額給付金6,868万円、農業費で樹木伐採業務委託520万円、道路橋りょう費で道路維持補修1,300万円、教育総務費で大学生への経済支援給付金650万円などを追加しております。

また、令和2年度甲良町一般会計予算の執行に関する議会の付帯決議が本年3月30日に可決をされております。その内容につきましては、GIGAスクールにおいて国庫補助金の削減に伴い計画の見直しをすることで3項目の意見を頂いているところです。ソサエティ5.0時代を生きる子どもたち

にとって、スマートフォンやタブレット、パソコンなどICT端末は鉛筆やノートと並ぶマストアイテムであり、1人1台端末環境はもはや令和の時代の学校のスタンダードとされています。また、これまでの実践や教室授業とオンラインを合わせることにより、一人ひとりの資質、能力を一層確実に育成できる相乗効果が表れるとされております。4月30日の国会で補正予算が成立をいたし、この補正予算にはGIGAスクール構想のロードマップで示されていた5か年計画を前倒しし、小中学校全学年の端末整備費が予算化をされました。よって、本町においても歳出におきまして、児童・生徒全員に端末が行き渡るよう、施設整備購入1,368万円の増額補正をいたしているところでございます。

同意第2号から同意第15号は、農業委員会等に関する法律第8条により、甲良町農業委員会の委員の任命につき同意をお願いするものでございます。

以上、本日提案いたしました案件につきまして、その概要を申し上げます。何とぞよろしくご審議をいただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**阪東議長** 次に、日程第3 報告第3号を議題とします。報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務課長。

○**中川総務課長** 報告第3号 令和元年度甲良町繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

次のページをお願いいたします。まず、2款総務費、1項総務管理費、財政管理費で翌年度繰越額が751万8,000円です。同じく一般財産管理事業で1,403万1,000円です。続いて、まちづくり事業で660万円が繰越額であります。

続いて、6款農林水産業費、1項農業費、事業名、ため池整備事業で1,000万円の繰越額です。

続いて、8款土木費、8項土木管理費、地籍調査事業で700万円の繰越額です。

9款防災費、2項防災費、町地域防災計画修正業務で1,169万3,000円の繰越額であります。

10款教育費、1項教育総務費、教育施設整備事業で1億6,688万4,000円の繰越額であります。続いて、中学校費です。中学校修学旅行委託で437万9,000円です。6項保健体育費で運動公園社会体育施設管理事業で375万1,000円です。

合計が2億3,185万6,000円で、令和2年5月29日に調整をし

ております。

以上、報告であります。

○**阪東議長** これをもって報告を終わります。

次に、日程第4 議案第34号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第34号 甲良町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和2年6月4日。

甲良町長。

○**阪東議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○**中川総務課長** 議案第34号の甲良町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を説明いたします。

まず、提案理由であります。高度情報通信ネットワーク社会形成の基本法および官民データ活用推進基本法の規定に基づいた処置として、国と地方公共団体、民間事業者、国民、その他の者があらゆる活動において、情報通信技術の利便を享受できる社会ができるように関係法令が改正されました。その中の1つで、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に名前が改められましたので、それに伴いまして、甲良町の固定資産評価審査委員会条例にもその文言がありますので、そのように修正するものであります。

以上です。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第34号は可決されました。

次に、日程第5 議案第35号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第35号 令和2年度甲良町一般会計補正予算(第3号)。

上記の議案を提出する。

令和2年6月4日。

甲良町長。

○阪東議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案第35号 令和2年度甲良町一般会計補正予算(第3号)を説明いたします。

予算書の裏面をお願いいたします。歳入歳出それぞれ1億5,694万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億1,275万4,000円にするものであります。

次のページの第1表をお願いいたします。歳入歳出予算の補正で、歳入の部であります。14款国庫支出金8,305万6,000円、15款県支出金7万8,000円、18款繰入金6,704万1,000円、19款繰越金676万8,000円で、歳入合計が1億5,694万3,000円です。

次のページをお願いいたします。歳出の部です。2款総務費で、補正額が1億498万円、3款民生費で508万7,000円、4款衛生費で20万8,000円、6款農林水産業費で570万円、7款商工費で55万円、8款土木費で1,305万1,000円、9款消防費で633万5,000円、10款教育費で2,103万2,000円で、歳出合計は歳入合計と同額であります。

以上です。

○阪東議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布しております議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○阪東議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、関連がありますので、日程第 6 同意第 2 号から日程第 1 9 同意第 1 5 号まで一括議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 同意第 2 号から同意第 1 5 号は同一案件でございますので、一括で議案を朗読させていただきます。

甲良町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 4 日。

甲良町長。

○阪東議長 本案に対する提案説明を求めます。

産業課長。

○西村産業課長 同意第 2 号 甲良町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、上記の議案を提出させていただきます。

現農業委員さんの任期は 3 年で、7 月 1 9 日で任期満了となります。それに伴いまして、1 4 名の方の同意を求めるものでございます。

おめぐりいただきました案件の中を朗読します。

甲良町農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 滋賀県犬上郡甲良町大字在士 4 7 1 番地。

氏名 陌間守。

生年月日 昭和 3 1 年 4 月 2 3 日。

以降、同意番号と住所、氏名、生年月日の方を説明させていただきます。

おめぐりいただきまして、同意第 3 号。

住所 滋賀県犬上郡甲良町大字下之郷 1 2 7 4 番地。

氏名 若松嘉一氏。

生年月日 昭和 2 7 年 1 2 月 2 2 日。

おめぐりいただきまして、同意第 4 号でございます。もう 1 枚めぐってください。

住所 滋賀県犬上郡甲良町大字尼子 1 4 5 8 番地。

氏名 松宮和夫。

生年月日 昭和 2 5 年 1 0 月 1 6 日。

おめぐりください。同意第 5 号。おめぐりいただいて。

住所 滋賀県犬上郡甲良町大字尼子 1 7 9 0 番地。

氏名 古川俊雄。

生年月日 昭和26年12月11日。

続きまして、同意第6号。おめくりいただきまして。

住所 滋賀県犬上郡甲良町大字小川原756番地。

氏名 建部聖子。

生年月日 昭和37年3月10日。

おめくりください。続きまして、同意第7号。おめくりください。

住所 滋賀県犬上郡甲良町大字小川原480番地。

氏名 濱野賢治。

生年月日 昭和27年2月10日。

おめくりください。同意第8号。おめくりください。

住所 滋賀県犬上郡甲良町大字北落32番地。

氏名 上田勝。

生年月日 昭和28年7月26日。

おめくりください。続きまして、同意第9号。おめくりください。

住所 滋賀県犬上郡甲良町大字金屋1037番地。

松居清三。

生年月日 昭和27年4月28日。

おめくりください。続きまして、同意第10号。おめくりください。

住所 滋賀県犬上郡甲良町大字正楽寺258番地1。

氏名 若林平男。

生年月日 昭和30年9月27日。

おめくりください。続きまして、同意第11号。おめくりください。

住所 滋賀県犬上郡甲良町大字池寺643番地。

氏名 藤原勝義。

生年月日 昭和18年12月11日。

おめくりください。続きまして、同意第12号。おめくりください。

住所 滋賀県犬上郡甲良町大字長寺70番地4。

氏名 大橋徳文。

生年月日 昭和26年5月13日。

続きまして、同意第13号。おめくりください。

住所 滋賀県犬上郡甲良町大字長寺578番地4。

氏名 山崎佳七。

生年月日 昭和25年4月26日。

おめくりください。続きまして、同意第14号。おめくりください。

住所 滋賀県犬上郡甲良町大字横関592番地。

氏名 古川義幸。

生年月日 昭和22年3月2日。

おめくりください。同意第15号。おめくりください。

住所 滋賀県犬上郡甲良町大字横関345番地。

氏名 奥野浩義。

生年月日 昭和36年3月28日。

以上です。よろしくお願ひします。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 賛成にあたって意見を述べさせていただきます。

農業はずっと低迷を続けています。様々な地域の努力が続いています。例えば、6次産業化で一括をして生産から販売まで、こういうようにして農業が見直されるべきということで、少数ですけども努力をされている地域、また、甲良町内の農業者の関係あります。国においては、食料自給率が39%から上がるのではなくて、最近の報道ですと、37%下がってきています。そういう中で地域農業を支える大事な役割、そして、私が大事だなと思うのは、農業委員会が建白書いわゆる建議ですね、つまり、町やそれから国、県に対して意見を述べる。しかも、それは政策化をしながら意見を提出していくという任務がありますし、その権限が与えられています。ぜひともそういう権限を活用していただくべく、活発な議論を農業委員会の中でしていただいて、甲良町に合った農業の発展、地域農業の発展ですね、ここにぜひ尽くしていただきたいと、切に切に希望をしています。それでなければ、やはり農業というのは環境の保全、水環境とそれから緑の環境、様々な点でも。それから文化ですね、祭りやら、そういう支える役割を農業が担っています。衰退しますと、やはり80代で頑張らざるを得ない、こういう状況。もちろん80代で一生懸命頑張っておられる方、また、全国の報道などを見ますと、85、6でも、でもと言ったら失礼ですけども、の方々が努力をされている。こういう方々の努力に報いる上でも、国、県、町はその対応を真摯に向き合っていくというのが大事だと思いますので、その役割を農業委員会でぜひ果たしていただきたい希望を述べさせていただきます、賛成討論とします。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

大町議員。

○**大町議員** 農業委員会の名簿を見ているわけですが、これは公職選挙法になるわけですね。一応無投票ですか。なくなったの、それは。はい。過去のこ

とを言うと、あれですけど、いわゆる農地転用の不正農地転用、考えられないような5条申請、3条申請においてね、農地転用がボスの人がやっていた、過去に。5条申請、3条申請、分かりますね、その非農用地化の問題。でもね、今の甲良町を考えて、農地転用でやっぱり小さな企業でも大きな企業でも申請してもらわな困る。だから、その辺は弾力性を持って甲良の発展のために農業委員会の皆さんに、甲良の経済の発展のためには民間の企業の導入、誘致、そのことを僕は希望して賛成討論といたします。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。

全員賛成です。

よって、同意第2号は同意されました。

次に、同意第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第3号は同意されました。

次に、同意第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第4号は同意されました。

次に、同意第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第5号は同意されました。

次に、同意第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第6号は同意されました。

次に、同意7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意7号は同意されました。

次に、同意第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意8号は同意されました。

次に、同意第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第9号は同意されました。

次に、同意第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第10号は同意されました。

次に、同意第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第11号は同意されました。

次に、同意第12号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第12号は同意されました。

次に、同意第13号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第13号は同意されました。

次に、同意第14号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第14号は同意されました。

次に、同意第15号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第15号は同意されました。

次に、日程第20 一般質問を行います。

発言通告書が提出されておりますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間については、会議規則第56条第1項の規定により、1人40分以内とします。ただし、質問の途中であれば多少の延長も認めますので、質問者は時間が来れば、簡潔にまとめて質問をしてください。なお、答弁する人も簡潔明瞭で答弁をお願いいたします。

それでは、10番 大町議員の一般質問を許します。

10番 大町議員。

○大町議員 本年は僕、2回目の一般質問となりました。時間が限られていいますので、簡略に要点だけを質問させていただきます。

どうも体調的にこう、6月というのにこう、三寒四温といいたまうでしょうか、寒くなったり、暑くなったり、私もちょっと体調が自然じゃない。この気候がおかしい。甲良町と一緒にやいうて。異変ですね、天候異変。甲良町も天候異変。甲良町も異常になつとるのかなと思う感もするわけですね。

ここから本題に入ります。ここから本題。1番目の指定金融機関の指定の継続について。これね、僕が議長時代に滋賀銀行さんが甲良出張所に、あそこに出てくるということで、それまでは銀行なかった、滋賀銀行の出張所。そこで、当時を思い出すと、地域経済の発展のためにということで、農協さんがかなり力を入れてはった。JAさんがね。まあまあ、野瀬町長もご存じかと思えますけど。そのときに、議会としてはJAの農協の指定金融機関ね、今、窓口ね。あれ、JAがやっぱり地元密着でいいんじゃないかという賛成の議員も多かったし。そういった中で、やっぱり指定金融機関となると、やっぱり一流企業の滋賀銀行がよかろうと、議論に議論を重ね、最終的には指定金融機関が滋賀銀行になった。そんな経験がありますね。野瀬町長もご存じですね、その当時のことは。かなり農協さんもアピールし、かなり農協も当時としては努力したと思う。でも、最終的には滋賀銀行になった。その滋賀銀行がいいのか悪いのかは、僕に言わしゃ、滋賀銀行は大名商売ですよ、大名商売。農協は大名商売やないですね。地域に密着して、サービスもいいし、滋賀銀行のように木で鼻をかむような対応をしない。多少の融通もきく。これ、ここで本題に入りますけど、滋賀銀行の指定金融機関というのはこれは、町長、あれですか、ずっと永遠に滋賀銀行は続くわけですか。その点をお聞きしたいんです、指定金融機関について。

○阪東議長 会計管理者。

○宮川会計管理者 まず、指定金融機関なんですけど、今、大町議員が言われたように、当時はいろいろな議論をされていたと思います。まず、私が確認し

ましたところ、今のところ、指定金融機関の業務内容といたしましては、指定金融機関からの常駐派遣、それに公金の収納事務、そして、一日一日の日計表の作成および指定代理金融機関、今申されましたのにも出てきましたが、JAの東びわこ、また、滋賀の中央信用金庫などの統括の業務を行っていただいております。このような業務および財政的体力、運営資金などを各行と当時比較されて滋賀銀行に決定されたということを聞いています。それで、その中にも今申されましたように、JAが地元密着でありますとか、そういうようなことも当時十分に勘案されまして、決定されたと聞いております。その結果、専門部門もあります滋賀銀行に平成7年の9月12日に契約させていただいております。そして、業務トラブルもなく本日に至っており、なお、別段の問題などなければ、1年間更新ということとなっておりますので、現在、質問されましたような独占ということでもなく、特に今後、今のところ契約の解除というようなことはございません。

以上です。

○阪東議長 大町議員。

○大町議員 十分その意味は分かります。その契約内容ですね、これ30年間か25年間かのいったん契約の区切りを打っているはずなんですよ、約款に。甲良町との約束事、その辺を。契約書はありますか。

○阪東議長 会計管理者。

○宮川会計管理者 今、契約書を確認してみますと、1年間更新というようなことは明言しております。

○阪東議長 大町議員。

○大町議員 1年間更新といいますと、滋賀銀行がちょっと不祥事があつたりすると、次の年が変わられるということですね。

○阪東議長 会計管理者。

○宮川会計管理者 その不祥事という言葉の取り方なんですけど、いろんな取り方があります。役場に対しての不祥事ですとか、滋賀銀行全体に対しての不祥事とか、いろいろあると思うんですけど、そこでいったん協議しまして、解除というようなこともありますし、また、継続というようなこともあります。

○阪東議長 大町議員。

○大町議員 基本的には1年契約なんですか。

○阪東議長 会計管理者。

○宮川会計管理者 はい、そうっております。

○大町議員 分かりました。それでは、他の金融機関が指定金融機関になる可能性もあるというわけですね。

○阪東議長 会計管理者。

○宮川会計管理者 今現在、当時のことで申しますと、滋賀銀行に決まったいきさつもありますので、そこで滋賀銀行がもし撤退とか、解除した場合は次の指定金融機関を甲良町としても見つけていかなければならないというようなことにはなってくると思います。

○阪東議長 大町議員

○大町議員 もう了解しました。この件は終わります。

それでは、2項目の町道の維持管理についての全面補修点検ということで質問したいと思います。

これは担当は建設水道課さんですか。

私も町内は自転車で相当回っています。昔の武村知事みたいなもんや。自転車で回りました。ほんで、いろんな箇所があります。道路ね、町道の凸凹もありや、「あ、ちょっとおかしいな」というところもあります。まあまあ、最近では尼子なんかは自転車のあれ、何ていうた、グリーン、何というんですか、あれは、グリーンの。

グリーンベルト。四日市はコンビナートやけどな。グリーンベルトか、グリーンベルト。グリーンベルト、自転車、僕、あそこ、去年はなかった、美しなってるやん。あの藤堂、昔の百貨店のあそこからずっと丸善へ行くところのね。尼子は町会議員もいんのに美しいんよね。呉竹ないやん、グリーンベルト。何で呉竹はお地蔵さんからぐーっとあのグリーンベルトしてくれへんの、自転車の車道。危ないやん。何で尼子だけ優先したんですか、なぜ。その辺お聞きします。

○阪東議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 現在、町道についてのグリーンベルトと県道についてのグリーンベルトがございます。そういったものにつきましては、県と町と教育委員会と協議しまして、学校の通学路を優先に設置をさせていただいてるところでございますので、必要箇所がありましたら、逐次整備の方は進めてまいりたいと思っております。

○阪東議長 大町議員。

○大町議員 なるほど、子どもさんを優先と。呉竹には。呉竹も小学校通っていますよ。センターの方からずっと集まって、西小学校に通っていますよ。子どもさんは自転車に乗らんのか、小学校は。でも、中学生は自転車ですよ。グリーンベルトを考えてほしいんですけど。

○阪東議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 全てがグリーンベルトというわけではなくて、歩道で整備されている部分もございます。そういったところで、歩道等の方で分離ができていないというようなところが基本的にグリーンベルトが多いという場

所でございますので、そういった必要箇所がありましたら、今後相談をしながら進めてまいりたいと思います。

○**阪東議長** 大町議員。

○**大町議員** そのグリーンベルトは別に、何十年間放置した鉄筋がむき出しの町道の側溝を確認しましたわね、呉竹地先で、農業作業所の前。あれはいつ工事にかかるんですか。

○**阪東議長** 建設水道課長。

○**村岸建設水道課長** 全員協議会でもお話をさせていただきましたけど、個人が架けておられる橋ということで、ただし、町道と接しているという側溝の上ということでございますので、個人さんとも相談をさせていただきました、修繕のお願いと、その下の側溝が非常に古い状態でございますので、そちらの方を改修するというので協議をさせていただいております、そうしたもののついて今年度工事予定でございます。

○**阪東議長** 大町議員。

○**大町議員** あのね、個人さんというても、昭和40、西部防災消防を造ったときのままやさかいね、昭和40年代のままなんですよ。確かにね、僕もその当時のことは詳しくは分かりません、側溝があつて、溝蓋が個人さんで、下の排水は町道でや。分かりますか。町道の側溝に、溝蓋が個人が持っていたと。個人がしてくれていたと。それがもう鉄筋がむき出しで危ないから、歩く人たちも危ないと。今、赤い、何というの、あれ。立っていますね、危ないからと。それを何十年間放置している自体が僕は町政、町を預かる町道の上の溝蓋やから。これ、歩いている人が事故等があった場合は、これは当然損害賠償が出てくる。そのことを考えると、考えるも専決処分でも即するのが普通なんです。それがトップの仕事なんです。現場を確認して、危ないな、こら危ないな、こんな五分鉄筋が出て、町外の人も歩いている。そこでけがでもされて自転車もひっくり返ったら、またこれ損害賠償の事件が起きる。過去に苦い経験があるんやから。即動くことを。すぐ仕事を出す。こんな僅かなお金や。何百万かかる知らんけど。やっぱり町民の安全を、人命を守る意味において、町道にかかったる溝蓋やから、その溝蓋が老化しているんやからな、それでけがされて鉄筋が、それは町の責任になってしまうんですよ、これは。町長、分かりますか。町の責任なんです、町道やから。町道の上の溝蓋やから。これ、建設水道課長、即刻これも入札せなあかんことですよ。

○**阪東議長** 建設水道課長。

○**村岸建設水道課長** 議員のおっしゃるとおり、危険な箇所は即刻に対応するというか、基本でございますので、それに伴うように今現在事業実施をさせ

ていただく予定価格、設計等に取り組んでいるということでご理解いただきたいんですけども。

○大町議員 入札予定はいつ頃で。

○村岸建設水道課長 それが出来上がるということでいうので、遅くても7月か、その辺りには工事の方の発注ができるように体制を取りたいと思っております。

○阪東議長 大町議員。

○大町議員 7月、そんなん、もう遅いがな。もう今、6月入ったんや。もう即出しいな。そんなん危ないかと、即せなんたら、6月か7月にけがしたら、また責任問題が出るやんか。そんなん何千万の工事やないねんからよ。僅か100万か200万の工事に。そんなん町長の判断でできる話違いますの、トップの決断で。現場確認してよ、野瀬町長が町民に迷惑をかけた、その辺、野瀬町長と村岸課長相談してもろてよ。そんなん予算どうの。100万か200万のことやから、専決処分できますやんか。即入札させてやってくださいな。今、仕事もないときやから。その辺相談してほしいと思う、僕は。現場を確認して、町長。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 何度か大町議員からご指摘をいただいていることをございます。専決ということがありましたが、当初予算で維持補修、土木なり舗装の軽微のもの、緊急を要するものについては年間の予算をいただいておりますので、工事の発注についてを急がなければならないということをございますので、担当課長と調整をして、速やかに工事ができるように準備を整えたいと思います。

○阪東議長 大町議員。

○大町議員 はい、了解しました。ひとつよろしく申し上げます。

あと29分あるのか。ぼちぼちしよう。墓地公園はぼちぼちやったし。

3番目の町営住宅の管理について、この点について質問したいと思います。これは人権課になるんですか、担当は。僕も長いこと甲良町呉竹に住んでいますが、いわゆる東川原地先の公営住宅、平屋住宅、そして、二戸一と言われる改良住宅、この空き家も沢山ありますね、空き家。亡くなられて、入居されてから亡くなる方が、亡くなって二戸一が空き家、沢山ありますが。まずもって旧住民センターのこの4軒のあれ、草ぼうぼうでね、雑木林になって、子どもさんがお化け屋敷やと言うて、虫等がいっぱい飛んでくる。そこだけじゃなくて、その隣の民間の小さな平家にしても空き家。だから、あの辺の二戸一、旧住民センターの裏側になるんですかね。人権課長はご存じだと思いますけど、あれの処置はどのように考えていますか。

○阪東議長 人権課長。

○丸澤人権課長 今おっしゃられた場所について、まず、全体の話をし説明させていただきます。先ほど皆様に公営住宅法と書いた資料をお渡ししました。これ、ごめんなさい。一番上に公営住宅法とありまして、中段、スペースが空いて42条がありますけれども、こちらは公営住宅管理条例と表題をちょっと書き忘れておりまして。訂正は必要ありません。正しい資料を後ほどお昼頃までにお配りしますので、いったんはこれで今回の説明には十分ですので、これを使用します。

大町議員から事前に提出されているものの中に、いろんなよくないうわさがあるというようなことを記載されておりました。中のうわさの内容はそのとき分かりませんでしたので、まずはこの公営住宅法の解説をいったんさせていただいて、どのような整理になっているのかをまず説明させてください。

では、お手元の資料をご覧ください。公営住宅法第27条に入居者の保管義務の定めがございます。これにつきまして、公営住宅の入居者は当該公営住宅または共同施設について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。2項、公営住宅の入居者は当該公営住宅を他の者に貸し、またはその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。3項、公営住宅の入居者は当該公営住宅の用途を変更してはならない。これは住宅の用以外に使ってはいけないという意味です。4番、公営住宅の入居者は当該公営住宅を模様替えし、または増築してはならない。ただし、事業主体の承認を得たときはこの限りではない。5項、公営住宅の入居者は当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、国土交通省令で定めるところにより事業主体の承認を得なければならない。6項、公営住宅の入居者が死亡し、または退去した場合において、その死亡時または退去時に当該入居者と同居していた者は、国土交通省令で定めるところにより事業主体の承認を受けて引き続き当該公営住宅に居住することができる。この1から6までを必ず守らなければいけないとなっています。

大町議員、日頃よく親しくお話ししていただくんですけども、この中に抵触している可能性があるのではないかということ常々伺っております。甲良町も、甲良町といいますか、現在の人権課はこれを非常に重要に考えておりまして、実際が取組が、まずは2番ですね、2番の「公営住宅の入居者は当該公営住宅をほかの者に貸し」、この部分について、ほかの者に貸しているかどうかの確認が実は非常に難しくて。なので、まずは甲良町で持っている入居者台帳というものがあります。ここに記載されていない者は全て勝手に入っているという理解ができることから、実際にどういう方が住んでおられるんですかという調査を各、今年の12月頃に調査を開始しました。今、

半数ぐらいしか返っていないので、訪問等でこれを正確なものにやっています。返ってこないところの中に、もしかしたら、全然当初契約と違う方が住んでいる可能性がありますから、これをまずはどういう人が住んでいるかを正確に調査しております。これ、実はちょっと少し時間がかかるもので、諸々の事情がありまして、人権課、ずっと業務に携わる人数が少ないということもありまして、少しちょっと進みが遅いようには感じています。これが2番ですね。

今、大町議員にご指摘いただいた、全く住んでいないのではないかと見られる住宅です。こちらについては、昨年12月の監査の折に監察委員様からもご指摘いただきまして、そういうことはよく見られる。大町議員の後ろの山田議員もよくご忠告いただいております。これを早く何とかする必要があるということを伺っております。これも非常に重要な話で、特に重要なのが、この空き家のままで、本当でしたら、正常な状態でほかの方が使えたと、この機会を奪っているというのが非常に重要なことと考えております。しかし、実際にはそういうところが。外から見て草ぼうぼうで一目瞭然ですから、これは、いや、個人情報やから言えないといっても、どう見ても住んでいないやろというのはすぐ分かります。

ごめんなさい、その下の42条というところで、そういった公営住宅法の保管義務を守っていない人については、出ていってくださいということが言えます。これを用いて、現在、取組をしております。比較的易しいのは、明らかに住んでいない方、住む意思がない方については、荷物をどけていただくだけで済みますから。ただし、荷物については他人の物品を甲良町が勝手にどけられませんので、もうその所有権を放棄していただくか、ご自身でどけていただくか、どちらかしかありません。ややこしいのが、そこは私のものだという主張をされる方が時々いらっしゃいます。これについてはこの明渡しを用いて、もう恐らく訴訟するしかないかなというふうに考えております。

今、先ほど、大町議員がご指摘された、あそこには3棟。

○大町議員 いや、4棟。

○丸澤人権課長 ああ、4軒は普通にきれいなところも含めてですか。ぐちゃぐちゃになっているのは、僕の見受けるところでいくと、3棟6戸だと。

○大町議員 名前を出しても、もう亡くなっている者ばかりや。○○さん、ほんで、○○さん、○○さん。何棟ですか。

○丸澤人権課長 3棟、6戸ですかね。

○大町議員 あれ、誰も入居していないし、夏になると虫が飛んできて、樹木がもう屋根よか高う上がってしまっている。地域の子どもさんたちが、苦情が出ている。当然、住民の方も、住宅ある方も迷惑している。ほんで、話に

よると、人権課の丸澤課長の話を聞くと、近々あれを解体するんだといううわさを聞いたんですけどね。家賃も徴収していない。家賃を徴収しているのは1軒だけですか、もらっているのは。

○阪東議長 人権課長。

○丸澤人権課長 家賃は全部徴収はしています。先方が払っているかどうかは別の問題です。

○大町議員 徴収はしていますから……。

○阪東議長 大町議員。

○大町議員 何十年間その放置されるのはええけど、家賃を納めているのか、納めていないのかということを僕は聞いているんですよ。

○阪東議長 人権課長。

○丸澤人権課長 個人情報に当たりますから、お答えできません。

○阪東議長 大町議員。

○大町議員 あのね、消息不明の方とか、家賃をもらってへんという言葉をしている、僕調べているんですよ。ね、家賃をもらってな、何の権利もないわけですよ、何十年もね。その辺を調査して、弁護士さんと相談して、家賃を甲良町に納めて初めて権利が主張できるものであって、家賃を全然払っていなかったらですよ、幾ら中に荷物があるといったって、これは法的に処置できるはずなので、その辺は弁護士さんを通じて。大家が甲良町やから、店子が住民、その住民の方はどこへ行ったか分からん。家賃は入ってないとなると、これはもう撤去できる法律があると僕は思うんですよ。その辺、顧問弁護士さんと相談してですよ、早急にこの解体をするとか、その地域の皆さんに迷惑がかからんように、それじゃ、町の住宅だったら、あの樹木を伐採してきれいにするとか、解体しないのだったら、美しするのが町の責任ですよ。これは町営住宅やから、二戸一は。それを何十年間放置したら、2階建てよりか高い樹木が雑木林になっています。これ、町の管理やったら、町がそれ伐採して美しくせなあかんですよ。最終的には解体するなら、解体するような入札せないかんし。建設業者は暇やから、解体するのやったら、解体するように入札させてもらやいいんですよ。

ほんで、権利放棄してもろたらいいですよ、入居者に権利放棄を。だって、家賃を払っているか、払っていないか分からん。僕は払っていないという確認してんねやから。何十年間家賃、二戸一のお金を払っていない。だから、何の権利もないんやから、そこで法的手段を使って権利放棄してもらって、解体をするか、そうか、解体しないのだったら、あの樹木、雑木林、草を美しく整地して、何らかの措置をせんと、夏になったら、毎年、迷惑をかけるさかいに、これ。他町から来ていて、ここはどういうことやと彦根の人も言

うて、放置したままやないかと。甲良町の責任なんです、これね。だから、解体をもし、しないんだったら、樹木を伐採してきれいにして、どこかに払い下げるとか、全員の入居者に権利放棄してもらったら、できるわけですよ。家賃をもらっているんだったら、家賃をもらっている人と話合えるし。家賃を払わんと何十年か放置していたら、これは権利ないと思うんです、僕は。解体に入るのか、あそこ整理するのか、はっきりしてください、町長。場所を知っていますやろが。

○**阪東議長** 人権課長。

○**丸澤人権課長** すみません。今、大町議員のおっしゃることは、今お渡しした資料27条の1項に、「公営住宅の入居者は当該公営住宅または共同施設について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない」、そういうことで、入居者の責任になります。その後おっしゃった家賃云々のところについては、これ以上ご説明できませんので、何らかの方法で調査されたということですが、その件については特に説明の必要がないかなと思います。権利のところのお話がありましたけれども、その部分が42条ですね、明渡しの請求ができるというふうにあります。要は、出ていってくださいということが言えるんです。出ていってくださいということを相手が素直にのめば、争いは生じません。今おっしゃっていただいたように、出てくださったら、それでいいです。それを出ていかないから、現状こういうふうになっていますから、今、裁判手続を進めているところです。

以上です。

○**阪東議長** 大町議員。

○**大町議員** それじゃ、入り口のあの2棟はもう亡くなって、おられませんか、死亡して。死亡している人をどうするの。

○**阪東議長** 人権課長。

○**丸澤人権課長** 恐らく訴訟になると思いますから、議会にまた報告をさせていただくことになると思います。

○**阪東議長** 大町議員。

○**大町議員** 二戸一の権利がある方が亡くなっているんやから、その権利はそのお子さんまで行くんですか。

○**阪東議長** 人権課長。

○**丸澤人権課長** 個人情報に該当するところはあまり説明できませんけれども、一般論として、入居者が死亡していた場合、明渡し請求を行って、中の物品等を引き払ってもらおう。それと、元通りの状態に住宅を戻してもらおう。この辺りは相続人であったり、保証人であったりが引き続いてやる義務が生じますから、交渉の相手がお亡くなりになられている方ではなく、ほかの方と交

渉する場合はあります。

○阪東議長 大町議員。

○大町議員 それじゃ、今まで何回、対応したことはあるんですか、その方と。

○阪東議長 人権課長。

○丸澤人権課長 今おっしゃっておられる中の一部、4棟については弁護士さんに交渉をお願いしています。

○大町議員 弁護士に。

○阪東議長 大町議員。

○大町議員 それじゃ、もう相当古い二戸一ですので、初期の二戸一ですので、解体するという意思はないんですか、方針は、町長。昭和40年代の二戸一ですから、解体に、リフォームするって大きな金がかかる。もう解体に踏み込むという意思がないんですか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 詳細は今、人権課長が説明したとおりでありまして、相続人であったり、保証人であったりという段階に移っていますので、訴訟になりましたら、その前段になりますので、潰す前の前段になりますので、議会に1つずつお諮りをするということになりますので、1事案ずつ問題解決に取り組んでまいりたいと思っています。

○阪東議長 大町議員。

○大町議員 とにかくね、この問題は甲良町にとっては本当にあれ二戸一ね、議長、二戸一と公営住宅、この問題は家賃収入も入っていない、未納の件数も多い。今問題になっている二戸一も未納、ほんで、消息不明。京都に行ったり、大阪へ行ったり分からへん。それが、樹木が屋根より高くなって、ほんで、近隣の方の住宅に迷惑がかかっていると。虫等が、蚊とかね。だから、その辺を法適用、クリアしてもらって、何らかの。解体しないんだっただすよ、もし解体しないんだっただら、町の持ち物やから、家賃が幾らもらっていないいうても町の責任で伐採するとか、樹木を。大きな大木になってしもとるに。美しいして、また入居者を募集するとか、そういった方法を僕は多少のお金かかっても住環境を整備してほしい。このことを強く要望しまして、この問題に対しては終わります。

議長、言い忘れまして。その尼子地先の今、新しい住宅は何という住宅なんですか、丸澤課長、尼子地先の住宅は。

○阪東議長 人権課長。

○丸澤人権課長 岸ヶ口団地です。

○大町議員 え。

○丸澤人権課長 岸ヶ口団地です。

- 大町議員 あれはオール電化。
- 阪東議長 大町議員。
- 大町議員 オール電化の美しい立派な住宅ですね。
- 阪東議長 人権課長。
- 丸澤人権課長 立派な住宅です。
- 阪東議長 大町議員。
- 大町議員 あれ、1軒空きましたね。
- 阪東議長 人権課長。
- 丸澤人権課長 1軒空きました。
- 阪東議長 大町議員。
- 大町議員 あれ、どなたが入るんですか。
- 阪東議長 人権課長。
- 丸澤人権課長 6月5日まで公告に入っていますので、まだ決まっております。
- 阪東議長 大町議員。
- 大町議員 そこをね、議長、そこを以前借りた方が又貸しというか、見たこと、僕が自転車で、まだ見たことない人が、男の方がずっと泊まってはったんですよ。そしたら、もともとの人が又貸ししてたみたいですよん。まあまあ、あそこ家賃幾らか知らんけど。あそこは所得割ですか。
- 阪東議長 人権課長。
- 丸澤人権課長 はい、入居者の収入によって変わります。
- 大町議員 ああ、だから。
- 阪東議長 大町議員。
- 大町議員 所得割の家賃もらってるね。そこは自分が住まないで、他所からの男の人を入居させたと。今は出ていってもらったけど、そういう又貸しがね、いわゆる極端な例を言うと、1万に借りた住宅を3万で貸すとか。ほんで、2万もうかりますわな。そういうことを永遠とやるというこの甲良町民というか、呉竹区民というか、そこはもうその辺の感覚が僕は理解できない。そういったことは徹底して、基本、甲良町の住民のために造った住宅を自分の知り合いに貸すとか、家賃もらって、そういうことは今後絶対ないように申し添えておきます。もし、やった場合は僕が。僕は自転車で回っていますから。ほんで、東川原の住宅の空き家も未納の家賃も、これは徴収する権利ありますよ。頑張ってくださいよ。
- 阪東議長 人権課長。
- 丸澤人権課長 全く大町議員のおっしゃるとおりで、今回の公営住宅の公募についても、一部の方から「議員に頼むから優先的に入れろ」であるとか、

ある議員から「わしの知り合いを優先で入れられないか」という連絡がありました。これは非常に重要と受け止めておりますので。私ども今は法律をお示ししましたけども、適法に業務をやっているところです。それを一部の心ない方に邪魔をされている現実があります。これについては弁護士さんとお諮りして、そういう連絡があった方の公表等もできないかどうか検討しておりますので、ここでお知らせしておきます。

○**阪東議長** 大町議員。

○**大町議員** 丸澤課長、今後とも毅然たる態度を取って、不正は許さんと、そういうことで対応してもらいたい。そのことを僕は希望して、この件は住宅問題終わります。

次に。最後ですか、これ。最後の質問ですね。こんなこと僕、職員の資質とか、そういうことをタイトルに書くのは僕もちょっと気が引けたんやけどね、これやむを得ん、議長。長年僕も議員させてもらって、議長も経験させてもらっておりますけど、昔を懐かしむと言うと、ちょっとあれですけど、ねえ、当時。当時も同和事業で議論して激論もあったけど、この職員はしっかりしていましたよ、職員さんは。あのハードな同和事業のメッカのときね。今はもうその同和事業もないし、ソフト面の方が多いいと思いますけどね。職員の皆さんのやる気ですな、やる気。ああ、この職員は立派やな、うまく対応するなあ。ほんで、僕がぼんぼんと言ったら、「大町議員、この間こう言うてましたやん。私はそのようなこと言うてません、こうこう」と、僕が謝らなあかんこともある。そのことは立派な職員がね。ほんだら、「あ、すまなんだな。あ、それは僕の一言多かった。僕の間違い」、そういった知識が豊富な職員が皆去っていった。

ところに話によると、14人が去っていつているね。甲良町役場を14人の方が、職員の方が、この12月から3月にかけて。それは当然第2の就職先を探しての退職やと思う。せっかく公務員たる者。公務員って今は花形やん。その花形の公務員を去っていく、14人も甲良町役場から。どこに原因があるんかなと思ってね。何かいろんなうわさを聞きますよ。ね、これ名前を出すと、僕も。出しとみないけど、何か夫婦で働いて、夫婦で課長級の人も辞めていったやんか。長らく何か病気、病欠で。そう言ったら、分かるやろ、野瀬町長。女性の方、何かうつか何か長いこと休職して、旦那も職員、課長級、皆辞めていったやん。それ何か民事の裁判になっとるみたいやね。何の原因や。何の原因ですか、それは。町長、その方が民事裁判になっていきますやん。何とか夫婦よ。民事になっていますやろ、町長。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** 職員が訴えた、職員が訴えました裁判事案というのはもう全て終

わっております。

○大町議員 終わった。

○阪東議長 大町議員。

○大町議員 どんな対応をしたんですか。その裁判の結論をよ。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 それは公表されていますので、結論だけ申し上げますと、不起訴。その中でも罪とならないという、そういう書類をいただいています。

○大町議員 分かりました。

○阪東議長 大町議員。

○大町議員 了解しましたがね、こんな民事は起こす、優秀な職員は去っていく、仕事はできない、給料は一人前もらう。ほんで、尼子の、これは名前言うて、〇〇にも、〇〇もこれ幾らですか、これ。最終的な横領額は。町長、調べているんですか。最終的な横領額は幾らになりますか、〇〇の。会計ですか、どちらですか。最終的な横領額。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 議会で報告をしていますし、監査委員さんにも損害賠償額の認定をいただきましたので、遅延損害金を入れまして4, 600万余り。

○大町議員 4, 600万。

○野瀬町長 はい、ございました。

○阪東議長 大町議員。

○大町議員 この方は草津の方のコンビニでも事件を起こしてね、ほんで、役場に就職しているわけや。ね、その方が、なぜこの草津のコンビニで事件を起こした方が甲良町役場で正々堂々と就職できる。

○阪東議長 大町議員、要は職員の本庁を去っていくかという質問なので、個人的なところはちょっと避けていただきたいと思います。

○大町議員 ほんだ、タイトルは資質の向上ですよ。資質の向上ということは。

○阪東議長 ちょっと過去のことは。過去の名前が出ることについてはちょっと避けていただきたい。

○大町議員 タブーか。

○阪東議長 はい、タブーです。タブーというか、不穏当という、適さないということ。

○大町議員 それじゃ、僕の話聞いてるんでは、4, 600万のこれ弁償はしてもらったんですか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 訂正させていただきます。4, 760万でございました。

○大町議員 4, 780万の。

- 野瀬町長 4, 760万。
- 大町議員 え、4, 000……。
- 野瀬町長 760万。
- 大町議員 4, 760万は、甲良町に入金されているんですか。
- 野瀬町長 全額弁済済みであります。
- 阪東議長 大町議員。ちょっと質問変えてもらえます。個人的なこと。
- 大町議員 資質や、職員のこと。
- 阪東議長 だから、過去のことは。資質を今問いかけの問題については。
- 大町議員 いや、いや、関連、職員さんのことやで、そういうことをする人がいるさかい、資質をもっと上げなあかんという意味ですよ、僕は言うてるの、分かる。
- 阪東議長 そういうふうに変えてください。
- 大町議員 話によると、この金額は間違ってるらしいです。4, 700万どころじゃない、6, 000万ほどいってるらしいですよ。町長、これ、これで決着してませんやろ。会計室、どっちや。6, 000万ほどいってんねんやろ。
- 阪東議長 町長、よろしい。
- 大町議員 これは確定違うやろ。
- 野瀬町長 いや、最終的には。
- 大町議員 まだ未納金がある言うた。
- 野瀬町長 損害賠償額はその額で確定をし、そして、全額賠償をしたということでございます。
- 大町議員 はい、それは、まあまあ、全額と言われたら、またこれ以上出るということはありませんね。〇〇のこれ以上出るということありませんね、町長。
- 阪東議長 町長。
- 大町議員 追加が出てくるとか。
- 野瀬町長 着服の横領者についてはそれで決着しております。
- 大町議員 はい、了解しました。そこですすね、このことは議長が触れては、個人名出してですけど、職員がなぜ去っていくんですか、町長。14名も、14人の方が公務員を去っていく。公務員たる者はあれですよ、役場に入るときに宣誓して、一部の奉仕者やなくて全ての町民の奉仕者として奉職しているはずや。全ての人のいわゆる公僕でしたらね、一部の者の奉仕者になったらならん。それは役場へ入るときに宣誓書を書いていますやろ。一部の者の奉仕者。ややそのような傾向があるんじゃないですか、甲良町のこの体質、土壌として。一部の者の奉仕者になり下がり。真面目な人には横向く。力関係だけで行政運営をやっているんですか。貴重な町民の財源を、血税を、一

部の奉仕者に潤す、これ公務員としては失格ですよ。宣誓書に書いたの違反なんです。だから、一般町民は去っていくんですよ。

職員もしかり。職員同士で足の引っ張り合いは駄目ですよ。タコなら、足引っ張り食べられるけどな。職員同士の足の引っ張り合いして、町政、町政、ほんで、町長がいくら旗を振っても、職員、やっぱり町長がトップだから、町長の、町長と固まってな、野瀬町長をもうこれ以上恥かかさんようにしてやってほしいわ、わしも。町長がええとは言わんぞ、わしは。ええとは言わんぞ。おまえ、そんだけ力ないねや、まとめるだけの。職員一丸とな、トップは野瀬町長やから、おお、やってくれよ、この問題いうて。1人は来る、ほかの者は横向く、そんな町政運営でみんな町民が見てはんねやな。野瀬町長やってくれるかな思って。前も言うたけど、勝負に勝ったってな。相撲では負けたんと一緒やで。勝負に勝って、相撲で負けたいう取組あるでな。

あのね、これは重要な問題や。甲良町を立て直す意味でよ、議長、職員の皆さんのやる気、ほんで、優秀な人材をもっと自己研さんしてもらって、もう一遍立て直そうじゃないかというね、町のトップと職員がお互いに話し合いして、腹を割ってしゃべって。ほんで、新しい優秀な人材をまた募集して、立て直そうじゃありませんか。僕はそのことを常々思っている。だから、昔もね、昔もいろんなことありました。でも、議長の先輩でもある阪東町長のときもあった。同和事業のメッカのときや、ハードな月や。そら机たたきもって激論もした。でも、職員は頑張ったで。当時を思い出すわ。そら、当時の職員は苦労したで。そら、夜寝んと、夜寝んと、交渉に行ったり、なあ、当時の職員をほめるわけにはいかんけど、当たり前のことやけども、そういった職員の皆が沢山おった。今、外から眺めていると、こんなこと言うと失礼やけど、無難に給料さえもろて、ボーナスをもろて、業務が終われば帰る、こんでええんやと。そういう、これは言い過ぎか知らんけど、そういう感覚が蔓延しているんじゃないですか。僕に言わしゃ、職員の質の向上。僕が、わしがやらねばならん、このことはわしがやる、任せとけ、そういった男気のある職員。女性の方だったら、優しく住民と対応する、詳しく説明して納得してもらおう。そういった中に甲良町のまちづくりができるんじゃないですか。確かにせせらぎのまちで売りましたよ。せせらぎはきれいや。そこへね、せせらぎのきれいな透明なとこにね、赤インクを流してみ。赤のペンキを流してみ。止まってまうで、せせらぎが。例えばの話やけど。もっと職員とトップと議員が一丸となって、もう一度職員の皆さんの英知を絞ってもらって。議員も努力はしますから、滋賀に甲良あり、犬上に甲良ありというまちを作ってもらいたい。そのことを申し上げて。まだ少し時間ありますか。

4分いうたら、おまえ、4分あったら、ラーメン来て、またもう2杯食べら

れるやんけ。そのことを。

終わってもええと言うてるから。3分なったら、ラーメン食えるか。休憩もせな。議長、そのことね、僕はど真剣に訴えてんですよ。分かってもらえますか。町長も恐らく分かってくれると思う。ほんで、職員の資質の向上いうんはあんまり言いにくいことやけどよ、このような現状では、去っていく者ばかりでは、まちはようならん。豊郷、多賀に完全に負けていますよ、ね、こんなこと余禄やけど、豊郷は10万プラス1万、ほんで、マスクもようけ出してるやん。多賀もそうやし、愛知川は12万か。10プラス2万円。そんな財政事情や。甲良町は出せる力ない。それはやむを得ん。ねえ、町長。余分に出せる力はない。脆弱な財政でね。愛知川なんか12万、10万プラス2万出しているんですよ。豊郷は10万プラス1万出しているんですよ。ね、そんなこと、こんな脆弱な甲良町が出せることはないと思うけどよ、もっとほかにむらづくりの方にお金を投資して、無駄を省いて立派な甲良町つくってもらふことを希望して、私の一般質問を終わります。

○**阪東議長** 大町議員の一般質問が終わりました。

ここで、11時15分まで休憩をさせていただきます。

(午前10時58分 休憩)

(午前11時15分 再開)

○**阪東議長** 休憩前に引き続き、開会します。

次に、7番 丸山議員の一般質問を許します。

7番 丸山議員。

○**丸山議員** それでは、議長の許可がありましたので、一般質問をさせていただきます。

本来なら、今大変な新型コロナウイルスのことではありますが、ちょっとまた角度を変えて、私は小学校のプールについてをちょっと聞きたいと思います。

現在、小学校のプールは全く利用されていないに思うんですが、今後、小学校のプールについてどのように考えているか。というのは、正直私たち子ども頃から使っているプール。学校はなるほど新しく、両小学校とももちろん新しくなって立派になっておりますが、見た感じも使えるような状態でもないプール。いろんなお父さん、お母さん、小学校のお父さん、お母さんから聞くと、何か非常に、もう壊れかけていて危ないような感じ。何とか解体でもして、駐車場の利用なんかをお願いできませんかというちょっと声がありましたので、この質問をさせていただきますが、行政としましては、どのように今後プールの利用を、利用というか、もうもちろん使え、プールとしては使えないと思うので、あと解体をされ、駐車場とか、そういう考えと

か、思いはあるんですか。

○**阪東議長** 教育次長。

○**福原教育次長** まず、現在の小学校のプールにつきましては、温水プールの方を利用して授業を進めております。ただし、今年度についてはコロナの関係で、今のところ実施の予定はないです。また、使用していないプールなんですけど、今後撤去の方法では考えております。今、丸山議員がおっしゃった駐車場につきましては、以前も質問がありました。撤去後の活用方法については、皆さんが利用できやすいような方向で駐車場というのも視野に入れて検討の方はしていきたいと思っております。

○**阪東議長** 丸山議員。

○**丸山議員** はい、ありがとうございます。

町内には確かに立派な温水プール、1年間いつでも使えるということになって。今現在、学校の授業としましては、その温水プールを利用しているということではないんですか。

○**阪東議長** 教育次長。

○**福原教育次長** はい、温水プールの方で授業の方をしています。

○**阪東議長** 丸山議員。

○**丸山議員** そういうことであれば、立派な温水プールもあることですので、ああいう状態でほっておくのもどうかなと思いますので、できれば前向きに、駐車場なんか利用をさせていただけるとありがたいなと。というのは、やっぱり年間何回か、何度かやっぱり学校での行事とかいうのがありました中で、以前、今の前の町長、北川町政のときに、今のグラウンドの上の方の運送屋さんの駐車場、あそこを運動会のときに何か知り合いやで私が声をかけるとかいう時代があって、ずっと借りている状態だったと思うんです。しかし、たまたま運動会が土曜日か日曜日で、あの駐車場が、運送屋さんの借りられると思うんですが、やっぱりいつまでもお世話になっているということもいかなので、そういうなところを極力借りずをお願いしたいなと思います。これは今、東のことを言うておりますが、もちろん西学区の方でもそうなんですけど、やっぱり運動会時分になりますと、車はやっぱり1人1台乗ってくる人もいれば、すごいもうちょっと、順に見回れば西学区の方も行きましかけど、道路に路駐。非常に迷惑でないかなと思うんです。

これは彦根の事例ですが、旭森小学校、あそこなんかグラウンドが小さくて駐車場もありません。そういった中で、もうそういう運動会時分になると、もう片側にずらっともう道路に、非常にやっぱり迷惑がかかっているのを聞いておりますので、町としましてはまだ田舎というか、小さい、前の県道が町道に格下げというか、変わったものもありまして、大きい車は通らないと

思うんですが、やっぱり路上、路駐というとなんかやっぱり迷惑がかかるので、できれば早いうちに解体の予算とかを組んでいただき、駐車場にお願いしたいと思います。

はい、これで1番の質問を終わります。

次に2番の質問で、防災センターについて。現在、防災センターの計画はどのようになっておられるのか。3月の当初予算では全然防災センターのことはなかったように思うんですが、ここをちょっと聞きたい。

○**阪東議長** 総務課長。

○**中川総務課長** ちょっと防災センターのことです。12月の議会で一般質問におきまして、当時、町長の方が「必要性は感じておりますし、任期中に準備なり、検討をさせてもらおう」というような答弁をさせてもらってます。その後、選挙が、町長選がありましたので、実務としてはもう実態としては止まっております。選挙が終わって2月の臨時会、予算編成、予算の議決の臨時会なりということと、あとはコロナ関係で実態としてはもうコロナに対応しておりますので、十分、就任してから防災センターの今後どういうふうに進めていくのかという議論は、実際今できていないのが現状であります。

○**阪東議長** 丸山議員。

○**丸山議員** というのは、今さらあれなんやけど、土地も購入して、その防災センターの調整池という形もあり、駐車場に使うのも今あの状態。水が、大雨が降ると、水がたまる状態。わざと、降ると水が溜まるような設計で組んでありますよね。だから、あのまま駐車場に使うわけにもいきませんし、何とかやっぱり、今確かにコロナのことで大変なのよく分かるんですけど、去年の町長の今頃6月の答弁、元田中議員、消防団員でもあります。やっぱりぜひ前向きに防災センターの方を検討していただきたいという質問でありました。そういった中で町長は前向きな答弁、前向きに防災センターを建てる方向でということでありました。

その後、また9月議会、建部議員からの質問では、防災センターは建てられないということでありました。さらにまた、田中議員はもう去年の任期最終、再度やっぱり消防団長の辻消防団長からもやっぱり消防団員の中でもやっぱり話が、議論はされていたが、ぜひやっぱり防災センターは建てていただきたいという思いがあって、12月議会に最終に質問したと思うんですよね。そういったところで、いまだこの計画はどうなっているか。今、コロナで今言う、総務課長言わはるように、ちょっとそのあれができていないというのは分かるんですが、予算というか、国の補助金70%あったやつがまだいまだにもらえるのかどうか。もし建てる方向としたら、あの補助金はもうなくなって、もう全く無理なんですか。

○**阪東議長** 総務課長。

○**中川総務課長** 実態は今言わせてもろたとおりでありまして、ほんで、町長が公約、選挙で公約を立てられたときに、防災センターのことは、計画は取り組むというふうに書かれていますので、当然そういう方向でいくと思います。

補助金については、今まで言わせてもろてたの、防災減災事業債、これが、ほんで、その補助金が一応令和2年度でいったん終わりになります。ただ、去年の、去年も12月も言わせてもらいましたが、全国の町村長の大会がありまして、当然それが期限が切れるので、それに代わる代替予算なり、もうちょっと充実した予算をいうことで全国の町村会で議決をしていますし、全国町村会もそれで政府に要望していますし、6町の方も同じような要望書を作って、知事を通じて要望をしている状態であります。というのが今の状況です。

○**阪東議長** 丸山議員。

○**丸山議員** 今の状態でいくと、補助金、令和2年度やから、もう言わば、この、この今、2年度3月まではそれは使えるという思いでよろしいんやね、補助金は、対しては。だから、それに間に合うというような今年中に何らかの計画を立てんと、結局その補助金は使えなくなるという思いになりますよね。

そこで、ちょっと町長に聞きたいんですが。最後に、今言われたように、去年の12月、田中議員には建てる方向で前向きにという答弁をされたと思うんですが、そこでやっぱりその補助金が見える間に、今コロナがこれどこまで長引くかはちょっと分かりませんが、検討はしていただける、前向きな方向という思いでよろしいんですか。それか、もう全くもうこの今の状態では建てられない。その辺をちょっとはっきり聞かせていただきたい。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** ずっと以前から、基本はいつ頃という建築年度は明確にはできませんが、防災センターは検討し、いずれ建てさせていただきたいということは言っております。ほんで、当初の防災センターで防災減災対策債が今年度で事業いったん終了ということで、いい財源は見つかるのかというその建築年度の問題がありますが、こんだけ国内で多発している災害状況を見ると、何らかの形で制度が再編をされるということだと思いますし。

それから、防災センターそのものの在り方なんですけど、県の状況ではやっぱり本部機能。県は防災危機管理センターという言い方をしていますので、どちらかという、避難所なりについては各施設で住民避難所を指定しておりますので、やっぱり災害が起こったときに、このコロナも含め、そして、

池寺地先での長期にわたる火災も含め、それらを含めて災害全体の本部機能対応ができる、あるいは備蓄品がそろそろ待機場所であるという必要機能を機能本位で再編をして、その準備にかかりたいと思うんですが。

ただ、事務的には今現在、公共施設の個別施設計画というのを作っておりますので、2年度中にはという事務的な流れがありますので、それと財源といつ、年度ということについては、基本的に私言いました、やっぱり防災の危機管理センター的な防災センターに、今はそういう方向で検討したいというふうに思っています。

○**阪東議長** 丸山議員。

○**丸山議員** 私も思うのは、その何も大きいもので立派なものを目指しているとか、そんなんじゃないしに、やっぱり今この役場前の交差点の右折のその倉庫も立ち退きということもありますので、備蓄の倉庫もありませんとなってきます。やっぱりそういった面でやっぱりその前向きに考えていかんと、これから、今見ていると、日頃の要らんもんは何かもうコンテナに入れて大分処分、中身のこと処分されているいうのも分かっているんですが、やっぱりこれだけ今中に入っていたものがどこに置かれるのか、そういうこともあり、補助金を使える間にやっぱりできるだけ早いめをお願いをしたいなということで、この今、何べんも言いますが、コロナの大変なときであります、これは前向きに考えていただきたいなと思います。というのは、私らも、総務課長も一緒だったかと思うねけど、長浜の姉川コミュニティセンター、防災センター、あこに研修に1度行きました。

(発言する者あり)

○**丸山議員** 総務課長いない、あ、そうか、そうか、ごめんなさい。そのときは姉川コミュニティセンターはいろんな補助金を取って89%。物すごく、取れるだけ、こんな言い方悪いですが、取れる補助金は皆いただいて89%。もうほとんど手出しもうなしいうぐらいの感じで建ててということを受けました。だから、今、日本全国どこで災害がいつ起きるか分からない中、やっぱり少しでも早めにいかんと、補助金の率が70%から今度60%に下がるかもいう。名前は変わって出てきたとしても、そういうことがあり得るかもしれません。だから、そういうようなこともないように、やっぱり取れる、頂けるものは上手に頂いて、何とか設計して建てる方向に。いろんなこの思いがありますので、やっぱり。特にやっぱり地元消防団員の皆さんはこれはもう願いでありますし、お願いしたいということをお願いしておりますので、どうか前向きによろしくお願いしたいと思います。

これで、私の一般質問は終わります。

○**阪東議長** 丸山議員の一般質問が終わりました。

次に、9番 建部議員の一般質問を許します。

9番 建部議員。

○建部議員 早速質問をさせていただきます。

安倍総理はこのコロナ感染予防対策の折に、国民の健康と生命、命を守る責任は私にあると明言をいたしました。埼玉県では、軽症につき自宅療養、自宅待機という措置を取られて、立て続けに2人の方が亡くなりました。1人は自宅で、1人は路上で。その状況を埼玉県の知事は、これは私どもの責任でありますと謝罪をされました。そこで、甲良町長は町民の命と暮らしを守るという気概をお持ちでしょうか。町長。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 まさしく危機管理が問われるというコロナ感染症対策でございます。質問要旨にあります、基本的には建部議員もおっしゃいました、甲良町から発生させない、その工夫をしろというふうな趣旨でありますので、これは行政の取組で達成するということにはつながらなくて、行政はいろんな情報を提供し、あるいはできるだけ施策を展開し、町民のご協力をいただき、区の役員さんにもお願いをして、全体で健康を守るということにつながっていくんだというふうに思っております。

○阪東議長 建部議員。

○建部議員 ぜひとも町民の命と暮らしを守るという気概、意欲、意思はぜひともお持ちいただいて、次の施策を実行していただきたいと思います。

その1番ですが、緊急事態宣言が解除されたとはいえ、やはり気を緩め油断することなく、従前どおりマスク、手洗い、うがい、検温の励行と極力3密、密集、密閉、密接等を避けることを当分の間、私は当分の間というのは日本の国内の感染患者が全くゼロになる、全て治癒を終えて退院をされるというその時点から新たな感染者が1か月出てこない、その時点までが私は当分の間と自分ではそのように定義づけています。ただ、問題なのは外国から日本にいられて、その方から感染されるというそういう可能性もあります。また、日本から外国へ行って、外国で感染されて帰国されたときに、またその病気が感染されるというそういう懸念というか、心配はありますが、それらはもちろんもう国の責任で入出国については、そういう厳重な検診が必要だというふうには思うんですが、いずれにしても、とにかく国内から感染者が誰もいない、ゼロになる、新しい感染者が1か月続けてゼロだという事態が来るまで、やはりこういう気を緩めることなく、油断することなく励行してほしいと。そのことを町民に訴え、呼びかけ、協力を求めて啓発をしていくというその対策作業、行動が必要だと思っておりますが、どうでしょうか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 おっしゃるとおりでございます。

少し情報を申し上げます。先ほど、丸山議員の答弁でも県の防災危機管理センターという言い方をしましたが、私と防災危機管理官と携帯電話でつながるようになっていました。その情報についてはもう4例あるんですが、3月に1件、それから、4月に1件、5月に入ってから2件、PCR検査を町内の方が4件、今日受けておられますと。それで、結果は4時間、5時間後にお知らせをしますと。幸いおかげさまで感染者ではなかったという情報で、なで下ろしているんですが、万が一、町内から発生したときの危機対応という危機感も持っておりますし、そのためにはどうするかということで、事例を挙げますと、大津市役所が閉鎖をしたようなことにならない、町行政が停滞をしないということに心がけるといふことでもありますし。それで、コロナに対する本部会を度々開かせてもらっているんですが、職員の義務といたしましては、毎日体温を測るなどの健康管理、観察については励行するようというので、私も朝夕体温を測り、自分の体調管理をしているという状況でありますので、まずは職員がやるべきことはやっていくということでございますし。

それから、町民向けの啓発であります。役場の中に広報班というのを設置しまして、原則19時を当面コロナの情報提供の放送をやっていこうということと、それから、産業課長申しました、ホームページをリニューアルして、大事なお知らせの欄にコロナ施策等々情報についても掲載しておりますし、そして、近々もう計画をしておりますが、やっぱり紙媒体、チラシでも町民の方に啓発をしていくというそういうことを今後も続けてまいりたいというふうに思っています。

○阪東議長 建部議員。

○建部議員 私も極力7時の防災無線を聞くようにしています。以前の私の意見の中に、毎日コロナ予防対策に対する訴えをやってほしいという言葉を出していました。聞いていますと、同じ原稿をそのまま読んでいる程度の、本当に感染予防対策への思いが伝わるような放送ではない。もう少し放送の工夫をすべきでないかな。毎日コロナ対策予防についての訴えをやっていただきたいのと、これ6月号、「こうら」が来ました。私はその意見の中で1日と15日は甲良町の広報の日だと。一応広報については1日、15日に全戸配布している。その都度、コロナ予防対策についての啓発内容が記載されるべきだと。でも、それが全然ない。今回の6月でもそのことが1つも出ていない。これは、私はせつかくの1日、15日の広報、重要な機会なのに、そういうことが触れられていないというのは、非常に残念に思っています。これはぜひとも予防対策啓発をぜひとも実行すべきだというふうに思います。

そこで、次の2番目ですが、町民の生活支援。単に町民の生活支援でなく、その給付を受けたお金によって地域経済、極力そのお金を地域、町内の小売店なり、町内のお店で使っていただけるよう町民の皆さんに協力を求めて、地域の経済の復興なり、少しでも回復の兆しをそういうきっかけにするために、全町民に1人1万円という項目を掲げましたが、今日の朝、そのことが補正予算に修正されて出ておりました。そして、町が第4弾として考えていた内容も今回の第3弾、6月補正で入れていただいているということに対しては、本当に今日はその意味では歓迎というか、町のその姿勢に対して、精進していただいていることに感謝を申し上げる次第です。ですから、この2番目の件につきましてはぜひとも実行に移って。

ただ、2点。これは予算決算常任委員会の際にその質問も、今私申し上げる回答をいただければいいんですが。基準日、国の給付金は4月1日の人口6,868人というその基準で出されました。それから、6月2日、ほん最近、それから20人の人が転出をされています。今、6,848人の人口です。多分これを実行、施行する段階では7月過ぎると思うんですが。7月に入ります。そうすると、7月1日を基準にすると、多分さらにそれから10人ほど減ってくると。要するに、4月1日から30人ほど人口が減る予想をしているんですが、転出した人までにその給付金1万円を給付するのかと。その基準日をいつに設けるかということを検討願いたい。

それと、国の特別定額給付金についてはそれぞれ申請書を出していただいて、口座番号、そういったものを出して、その都度給付はされているんですが、この1万円の給付も申請を求めて給付するのか、それとも、国からの申請で頂いている申請書のを機械的にその口座へ振り込んでいくのかという、その方法も考えておいてほしいと。なぜかという、申請される方がいないかも分からないし、また、それをふるさと基金の方に寄付をするという方もおられる。ですから、やはりそれを受けるか、受けないかという個人の、町民の意思を聞いた上で施行される方が私はいいと思うんですが、その施行の方法についても今度の予算決算委員会で回答をお願いしたいということをご検討願いたい。

3番目の上記と同じ支援策。そうなんです、これも地域経済の復興回復支援になるんですが、町税等において個人にかかる税を10%軽減すると。私はこれ、急いでやってほしいというわけじゃないんです。次の第4弾ぐらい辺りに実施の施行の日をそれまで延ばしてもいいと思うんですが、9月議会ぐらいまでにぜひともこのことについては、町長、検討ではなしに実施をする方向で事務を進めていく、検討していくということはいかがでしょうか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 基本的なことではありますが、担当課で検討、第1ラウンドの検討をいただきました。それで、財源の話なんです、今、国から第1次の補正で配分をされました、地方創生の臨時交付金を財源に充ててはならないということが言われております。もちろん、建部議員は税に精通をされている議員でありますので、ぜひともおっしゃっておりますので、お知恵を頂きながら、どういうふうに検討すればいいかということに、次なる展開に入っていきたいと思っておりますので、ぜひアドバイスを頂きたいというふうに思います。

○阪東議長 建部議員。

○建部議員 私が試算をいたしました。町税は総額で8億5,306万8,000円あります。そのうち私が申し上げているのは、町民税でも固定資産税でも法人じゃないんです。町民個人にかかる税金なんです。法人は会社の経費で落としますから、法人は度外視。町民税個人2億6,699万5,000円あります。そのうちの現年度でいいんです。今年の分の税金でいいんです。その額が2億2,799万6,000円。それら固定資産税4億4,400万。そして、軽自動車税2,967万8,000円と。最近、軽自動車税も変わりましたね。環境性能割というのが、これは僅かですけど、270万。税でいきますと、約7億519万4,000円、7億です。ここからは法人が抜けますから、7億弱。その1割ですから、もう7,000万。それだけの収入減になるんです。ただ、その収入減になったものを何で補填するかというのは、それは今言う、国から来る交付金を当てにできないというなら、何とかその財源を探していかなきゃならない。

また、次いで言うなら、国保税。これは現年度分で1億3,786万8,000円。介護保険料特徴も普徴も合わせて1億8,038万9,000円と。それら税金、全体合計しますと、8億8,558万3,000円。要するにその1割ですから、8,850万円という収入減になる。ですから、その決断を下すのは大変だと思いますが、これはぜひとも第4弾、第5弾に向けて慎重なというか、本当に前向きな検討をぜひともお願いしたいと思うんですが、どうですか、町長。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 今、試算の8,000万余りの試算をご提示いただきました。今朝程も西澤議員から、第3弾までの財源のありようについてをメモでいただきました。これらを含めて委員会で十分にご議論をいただくこととなりますが、1弾、2弾、3弾の現時点での財政調整基金のありようなんです、そこはほかに、今日お示ししましたふるさと基金であるとか、いろんな基金の使いようもこれからは駆使をして検討しなければならないということではありますが、甲良町の置かれている財政環境ともやっぱりにらみ合わせてという

ことになってくると思います。

それで、財政調整基金だけでお話をしますと、元年の末の現在高が今日示してもらいました3億8,900万余りということで、当初予算で財源として2億2,700万取り入れ、取崩しをするという予算編成になっておまして、1、2、3併せて基金の取崩しについては、当初予算と含めると、2億9,000万。いわゆる、もう残高が1億を割るということで、これは予算編成上の話なんです、非常に甲良町の財政、財源捻出についてはちょっと苦慮をしなければならないという状況でありますので、さらに議論が深まって、この制度が成熟するのか、見送らざるを得ないのか、慎重に議論し検討してまいりたいというふうに思います。

○**阪東議長** 建部議員。

○**建部議員** この防止策、よその市や町ではありません。これ実施されたら、多分、甲良町が1番だと思うんですが、ぜひとも税の10%、1割、これは減免じゃないんです、軽減措置をお願いしたいところでございます。

次に、その(4)、④ですが、水道の使用料。今、今月からですね、今月検針分から基本料金の軽減というか、それを出されました。水道の基本料金、大体の家庭は13ミリの口径のパイプを使っているんですが、10立方メートル1,500円であります。その水道料金を3か月後に、私はさらに6か月間、2割の軽減を提案したい。今、水道料金の加入数2,362件、そのうちほとんどの町民個人、会社とか法人、団体は関係なく、個人の平均1か月の使用料金が3,500円。その2割ですから、700円の軽減です。それが6か月、4,200円。それに2,360に仮に全て個人と見るわけじゃないんですが、その中には法人や会社はあるんですが、仮にそれを含めても992万400円の収入減になる。1,000万切れるんです、この制度を施行することによって。

ただ、私は水道料金だけじゃないんです。それに伴ってくる下水道料金も含めて考えていかなきゃならない。下水道に加入している人2,105人、平均2,900円の使用料です。その方の2割、580円です、月。それが6か月だと、3,400円。それが2,105件の方だったら、年間、年間ってその半年で732万5,400円。水道、下水道合わせて1,724万5,800円で済む。大体1,700万弱でいけそうという試算をしたんです。税金8,800万。水道、下水道合わせて1,700万。これだけの減免、いや、軽減制度をぜひとも甲良町で、どこにもない、そういう防止策をぜひとも作っていただきたいと思いますが、いかがですか。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** 税について上下水道の使用料というご提案をいただきました。現

行の水道の基本料金3か月の免除については、財源としては積立てをしている利益剰余金でその財源を充てるということで、これも上水道会計で持ちこたえられるかどうかというのを今後検討しなければならないというふうに思っておりますし、それから、基本的に下水道の会計はできないということを申し上げておきたいと思っております。これは、上水道料金と下水道料金を上水道料金以上に上がらないという政策、料金の設定がしてあります。もともと使用料で運営経費を賄うということが下水道の会計はできませんので、毎年多額の一般会計から繰出しをして、会計運営を維持しているという状況でありますので、基本的なスタンスとしては、上水については試算検討はできても、下水についてはもう一財ということで財源を捻出するしかありませんので、これは基本的にできないということを申し上げておきたいというふうに思います。

○**阪東議長** 建部議員。

○**建部議員** いずれにしても、国保税、介護保険料、水道料金、下水道料金、この4つについては補填をしようと思うと、やはり一般財源からの繰入れがないと回っていけない、そういうふうに思います。だから、その一般財源をどう確保していくかということは、これからぜひとも本当に慎重に、また、前向きに検討されることを申し上げて、この件については終わります。

あと、⑤のその他、感染防止と町民支援の有効策を率先して講じること。今申し上げました軽減の措置云々、それ以外にもやはりいろいろ出てくると思うんですが、甲良町、よそよりも率先してそういう防止対策については、ぜひとも心を砕いていただきたい。この前も言っていました、教育委員会に子どもたちの授業にはぜひともフェイス・シールドが必要だし、当初、私、体温計を全戸に配布するという案も出したかったんですが、仮にそういう体温計なんか、また、PCR検査ももうこれから徐々に確かにそれぞれの希望があれば、そういう検査をしていただける状態が来ると思うんですが、いち早く甲良町も、そういう疑いが持たれる、いや、そういう方には率先してそういう検査が受けられる措置を講じていくとか、そういう施策なり、防止策をあらゆる方面からのそういう検討なり、そういうことを模索しながらでも、ぜひともこの感染の防止策を町独自の、何がいいかということそれぞれ皆さん方でぜひとも考えていっていただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** これまで1次、2次、3次等、足早に職員提案、議員提案、情報収集をしながらやってまいりました。これから何をするかについては非常に知恵を絞らないと、新たな住民に対する支援策というのが出にくいと思いま

すし、それから、建部議員ご提案いただきましたソフト施策についても、財源は少しであっても、ほっこりとするような事業であったりということで、教育長共々コロナの査定のときには慎重にかつ迅速大胆にということで、査定の在り方についても心を1つにしているところでもありますので、次いかなる展開にするかについても、ここでいったん休止するのではなくて、引き続き情報収集をしながら、さらに進めるということで検討していきたいと思えます。

○**阪東議長** 建部議員。

○**建部議員** さらなる努力を期待するものであります。

次に、町長、一番嫌な内容のことなんですが。過般の町長選挙、町議会議員との同日選挙でありましたが、その選挙におけるときの選挙運動用のビラへの虚偽記載、そのことによって総務民生常任委員会も開催して、町長はその場で謝罪をしたという経過もあるんですが、まず、このことについて町長にただしていきたいと思います。

野瀬町長は、選挙ごとに不正、不祥事を起こしています。一々の内容は申し上げません。平成25年10月の選挙は、野瀬町長にとっては初陣、初めての町長選挙です。平成29年の10月、これは当選されたときの選挙。31年、平成31年の2月の選挙、これは突然正月の4日に辞職をして、道義のない出直し選挙を打って出た選挙であります。そして今年、令和2年1月の選挙と。その4回、何をしたかということは申し上げません。ただ、今回は選挙運動用ビラにうそ、だましの文章を掲載しました。もうこれは、もう何回も私は申し上げていると。ほんで、そのことは総務民生常任委員会でも指摘をし、そのことに対する謝罪があったので、内容には触れませんが、私はこれによって選挙結果が大きく影響されたんじゃないか、そういう可能性があるというふうに思っているんですが、断定はしません。35票差という選挙が逆転している可能性があるとは私は思いますが、町長自身どう思われますか。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** 少し一般質問のお題を頂きましたので、総務常任委員会の後、もう一度整理を自分自身で致しました。ちょっと答弁が少し長くなるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。私は本年1月の選挙戦に臨むに当たって、野瀬町政の2年間を振り返って、さらに続けて町政運営に臨ませてもらおうと、町民に訴えるべき大事なビラであり、そういう認識から施策推進の具体もお示しをしたところでもあります。したがって、この35票差がこのビラによって左右されたということは考えてはおりません。ビラだけではなくて、町政運営を担う人が私であるのか、相手候補なのか、考え

た上で投票された結果は僅差でありましたが、私が上回ったという結果が出たのだと思っています。

そして、町民に謝罪することではありますが、建部議員の質問の一番問題になったのは、職員定数条例との比較でどうだと。私の答弁も議員の3月議会の一般質問では超あやふやな職員定数条例があって人数比較が云々というふうな、はっきりしない答弁をしてしまいました。もう一度このことを振り返ってみますと、「行政改革によって定数を20人削減しています」という記述をしました。この定数という表記が定数条例ではありませんでした。少し遡りますと、平成16年から平成18年の国の三位一体改革、それから、平成17年から平成21年まで総務省が提唱しました、自治体向けについての集中改革プランというのの中に定員管理の適正化という項目がありまして、本町でもその一連の取組によって、平成17年の職員の実数であります、職員数が127人。それから、令和元年現在の職員数が107人でありましたので、合washにかかったと言われれば、それまでですが、約20人という数字はそういう差の数字でございました。私2年の取組ではなくて、その14年間の行政の取組によって20人を削減したという実績でございました。職員定数の中で行政改革、財政主義を目指して取組んだ結果でございました。

そして、記述の甲良町職員の人材確保と養成のこの欄というか、紙面であります、(1)から(3)までありまして、(1)では人員削減、(2)で職員採用計画、(3)で職員の人材養成。甲良町の現状を3つに分けて記したものであります。よって、職員数の比較であったのに定数という表記をしたことは、正確性に欠くという点では間違いであります。もちろん、地方自治法の定め職員定数、それから、甲良町の定数条例が定められておりますので、条例の改版がどうだということについては平成13年4月1日以降の甲良町の定数条例の改正はございません。したがって、謝罪するとすれば、定数ではなくて職員数の誤りがあったことは訂正とお詫びをすることだというふうに思っております。私の選挙ビラで20人削減したというのは実人員を削減したという趣旨でございまして、この記述をもって有権者に投票を左右させるような問題ではないというふうに考えているところでございます。

○**阪東議長** 建部議員。

○**建部議員** 野瀬町長、詭弁ですよ。あなたね、甲良町における職員数の経緯をつぶさに調べましたか。平成17年4月、今から15年前の職員、これは正規の職員です。実際は112人。でも、過日4月、いや、5月15日の行政改革の研修の中で滋賀大学教授の横山先生が、隅っこの小さなところに甲良町における職員の推移を書いていました。平成17年、127人。そして、

平成31年4月、107人と書いているんです。その差はちょうど20人。あなたはそれを引用している。でも、実際は、平成元17年のときは職員の数112人。127人じゃないんです。そして、令和元年7月、ああ、4月、町長のときですね、このときは107人じゃないんです、101人なので。こういうふうに、その横山という滋賀大学の教授が出してきた数字を引用して、それで20人減らしたと、詭弁です、それは。このビラは、野瀬町長になって2年間で私は行政改革をして、定数を約20人減らしていますと書いているんだ。17年前の話じゃない。この2年間で野瀬町長はこういうことをしましたと書いている。

そして、もう一つ言うなら、先ほど、大町議員からの一般質問であった、元職員の公金着服事件の被害を受けた金額、全額4,760万円が平成31年2月12日に元職員から返済されましたと。この文章で見る限り、4,760万円が平成31年2月に一括で元職員から返済されたというふうにして書いてあるんだ。これは野瀬町長のときにそのお金を頂きましたと書いている。既に北川、今は亡き北川町長のときに三千数百万のお金が入っている。野瀬町長になったら、その残りの1,000万ちょっと、そのお金が入っただけなのに、平成31年2月12日に4,760万円が元職員から返済されましたと、このビラに書いている。これこそ全くそじゃないのか。

そういう、私はここまでは、今まで引用して言いたくはなかったけど、今あなたのその答弁を聞いて、これは詭弁。私は今はこの35票差のこの選挙結果については、県の選挙管理委員会で審理、審査されています。それはどのように裁定を下すか、県の選管、それはもう近々そういうことはあると思うんですが、いずれにしても、甲良町の選挙管理委員会で異議があつて審理したけど、門前払いで甲良町の選管はそれを突っぱねた。後、県の選管にそれを委ねたという経緯があります。だから、今あなたは15年前に、何年前に127人で、そして、今は107人で20人減りました。そのことを勘違いして、そのことを云々と言っていますけど、このビラには2年間あなたはこういうことをしてきてということが書いてあるんだから、それはもう詭弁、詭弁ですね。そのことは指摘しておきます。

そこで、そういうふうにして町民にうその記事、うその、また、だますようなそういう内容のものを出して、やはりこれは間違いでしたという、町民に、町民というか、選挙民に謝罪をすべきだと思うんですが、その意思はないですか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 全体の流れをもって書いておりますし、書いた内容について私に責任があります。20人削減が2年間と言われれば、そうではありませんし、

それから、公金着服についても全額が私の任期中ではなくて、前任の町長の時代に、建部議員がおっしゃった三千数百万円は先に納入をされていたということには間違いございません。いずれにしても、何らかの形で謝罪については考えていきたいと思っています。

○**阪東議長** 建部議員。

○**建部議員** あのね、勘違いではないんですよ。これは、この横山という滋賀大学の教授が出している15年前の平成17年の127人というのは、これ、うそっぱちなんですよ。実際は112人しかおらない。そして、31年の107人と出している教授の数字は、実際は101人。だから、そういう資料をあんたは引用して、あたかも2年間で行政改革をして20人減らしましたと言っている、そのことが問題なんだから、謙虚にやはり選挙民に早急に謝罪をすべきだと思います。

それと、これは辞職に値する不祥事です。私、過去4回のそれぞれの事例は、あえてあなたの名誉のために申し上げませんでした。やっていることがずっと平成25年、73票差で負けたんです、北川前町長。その負けた原因は、ある2人の議員が出した。1つね、ちょっと興奮しているので、ちょっと待ってくださいよ。官製談合疑惑事件、その事実をビラに出した。わしが73票で負けたのは、その2人の議員が出したビラ、官製談合疑惑事件のこの事実を書いたビラのおかげで、わしは選挙に負けた。だから、その2人の議員に2,000万円の損害金、慰謝料を請求しているんです、そのときは。大津地方裁判所から大阪の高等裁判所、さらに東京の最高裁までその裁判を持っていっている。結果はどうであったか。その2人の議員の言論の自由の範疇内。そこで新たに、裁判官によって官製談合疑惑が極めて濃厚。官製談合をやったと思われる、事実が認められるというまで、裁判長がそのように判決の中で裁定している。そういうことを25年に犯している。

さらに29年。この29年の10月、選挙運動用のビラとはがきに、指名、いや、推薦も受けていないのにJA東びわこから推薦を受けましたと言って、そのはがきやビラに掲載している。虚偽事項の公表罪、それでもって告発されている。結局それは不起訴になったけれども、野瀬町長がうそをついて、てっきり私は推薦を受けたと思い込んで印刷をしましたと言っている。こんなばかなことがあるか。農協が推薦をすとも言っていないのに、勝手に印刷をして、そして、私は農協の推薦を受けましたと書いた。それが29年。

そのときはそれだけじゃない。選挙の収支報告書を見ても、その選挙に使われた食料費が1,900円だと。そんなばかげた報告をしている。それは訂正はあったものの、その訂正もうそ。弁当450食はどうなったん。そのときに選挙資金として300万円借りた金が何に使われているのか。生活が

苦しいから、生活費に使ったと述べた。あまつさえ、野瀬喜久男後援会に受けた120万円の寄付金、通帳にも入っていない。横領の疑いがあるという、そのときの選挙、29年の10月。

さらに31年の2月。正月4日、1月4日に突然辞職を出して、動議のない出直し選挙に打って出た。無投票当選した。我々もそのときは反省すべき点が多くあった。対抗馬として議会から誰かを推薦して出したいという思いがあったけども、これを断念して、結局、無投票当選をさせてしまったという苦い経験がある。

そして今回、こういうそのピラを書いて、35票差で当選した。

この4回の選挙。本当に紳士的に正々堂々と戦った選挙があるか。そういう者が辞職に値する不祥事だと言って私は辞職を求める。どうですか。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** 2番、3番、2、3の質問であります。辞職はすることは考えておりませんし、処分も考えておりません。

○**阪東議長** 建部議員。

○**建部議員** 本人がそういう意思。あとは、私はこのことについてどうするかということは判断をしていきたいんだというふうに思いますが、まずは、町長は過日の総務民生常任委員会でこのことを認めて謝罪をしたという経緯があります。そして、今日の答弁では、それを何とかくぐり抜きたいという感じで非常に、前のこの横山教授の出している数字を引用して、何とか言い逃れをしていこうとする、そういう姿勢ですから、私は辞職に値する不祥事であり、辞職すべきだと。でも、それが駄目なら、せめて自らこの減給の処分を行うべきだという思いを述べて、私の一般質問を終わります。

○**阪東議長** 建部議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれをもって散会します。ご苦労様でした。

(午後 0時20分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 阪 東 佐智男

署 名 議 員 山 田 裕 康

署 名 議 員 野 瀬 欣 廣